

鴻巣市立小・中学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 鴻巣市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）の統合を円滑に推進するために必要な準備及び検討を行うため、鴻巣市立小中学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、統合の対象となる小・中学校（以下「統合対象校」という。）に係る次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学校行事に関すること。
- (2) P T A等の学校関係組織に関すること。
- (3) 通学体制に関すること。
- (4) その他統合に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 統合対象校の保護者を代表する者
- (2) 統合対象校の教職員を代表する者
- (3) 統合対象校の地域の住民を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、統合に必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、統合対象校が統合する日までとする。

- 2 委員が前条の規定に該当しなくなったときは、委員の職を失うものとし、後任者が残任期間を務めるものとする。
- 3 委員の報酬は、支給しない。

(役員)

第5条 準備委員会に会長、副会長、会計及び監事を置く。

- 2 会長、副会長、会計及び監事は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

5 会計は、経理を担当する。

6 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 準備委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。